

「原子力災害対策」情報 No. 10

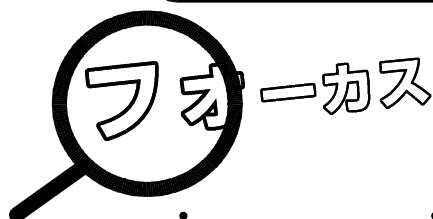
略称 〈越境〉 ネット・富山
代表 埴野謙二
〒930-0856
富山市牛島新町6-1-905
Tel. 076-441-7843
Fax. 076-444-6093

特集：私・たちから県へ——「PPA」についての提言

私・たちは、昨年11月に県内15市町村すべてに、「原子力規制委員会」が「原子力災害対策指針」を示したことについてのアンケート調査を実施し、年末にはほとんどの自治体から回答を得た。また県とは、12月13日に直接話し合う機会——「私・たちのパブリックコミットメントNo.3」をもった。これらのことから、県及び県内自治体の主要な関心事が「PPAがどうなるのか」であることが、分かった。

「規制委」は、PPAというエリアがあるとしながら、その範囲を具体的に示さず、「財政措置」についても判断していない。また、PPAに相当する自治体に、地域防災計画を立てることを義務づけてもいない。このような無責任な「規制委」の在り方に、県及び県内自治体が困惑しているのが現状である。

だからこそ、住民の声をPPAを設定することに向け、集中したい。自治体から県へ、県から「規制委」へと、PPA設定の矢印を向かわせることに、声を集中しよう。



PPAは「Political Planning Area」なのだ。

県は「隣接自治体の責務」として、独自にPPAを設定すべきだ。

1. 県及び県内自治体にとって最大の関心事は、PPAがどうなるかである

富山県は、志賀原発の「隣接自治体」である。県内にPAZ(急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域)に入る自治体はないが、UPZ(事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域)に氷見市がかかることになった。このことで、県境を越えた災害対策が現実味を帯びてきている。氷見市は石川県からの避難を受け入れる側になる可能性もあるし、住民が避難を余儀なくされる可能性もある。富山県は、氷見市の住民を被曝からどう守るのか、独自に計画を立てなければならない当事者となった。

その上で問題なのは、PPA(Plume Protection Planning Area=放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)が、どこまでの範囲になるかである。県内のどこでそのエリアを線引きするのか。そして、そのエリア内で「防護措置を実施する」ための「財政措置」はなされるのか。それらが、「隣接自治体」としては重大な関心事であるのに、今回の「規制委」の「指針」には、具体的に盛り込まれなかった。これには、県や県内自治体も戸惑いを隠さない。

事実、県内の自治体に実施した私・たちのアンケートでも、『指針』では検討事項として先送りされた事項の中で、『このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい』というものがありましたら、記述してください。」という質問に対する回答には、氷見市からは「避難基準や安定ヨウ素剤の服用について」というUPZの具体的な対応方針にすることが挙げられ、県西部の自治体からは、「PPAの具体的な範囲はどうなるのか」あるいは「安定ヨウ素剤の配備、服用についての基準やその方法について」／「住民への屋内退避情報の発信について」というPPAの具体的な対応方針に関わることが挙げられた。また、県東部では、「PPAの地域に含まれた場合の対策について、対応しなければならないと考えている」や「PPAの設定をしてもらわないと、今後の具体的な対策を立てられない」等の意見が相次いだ。

これらの声を代表するかのよう、富山県は、一足先に「原子力災害対策指針たたき台」の段階で、「規制委」に対し、「UPZの内容を明確にしてほしい」／「PPAの範囲を教えてください」／「財政措置を十分にしてほしい」という「要望」を行っていたとのことである。（12月13日の私・たちと県との直接の「話し合い」より）

それでは、それらの「要望」はどのように反映されたのか。「たたき台」に対し県が寄せた意見には、「規制委」は個別に対応することはなかったという。そして、あのような「指針」の提示である。この事実から、県が寄せた意見は、「規制委」に聞き置かれたただけだったことは明らかである。

また、「規制委」が発表した「放射性物質拡散予測」についても、11月15日に石井知事が自ら出向き、「規制庁」長官に、もっと現実に即したものを再提示するよう「要望」したという。また、全国知事会を通して、自治体が原子力防災の協議の場に入っていけるよう、8月末にすでに提言もしているという。

県もそれなりに努力していることは分かる。しかし、残念ながらそうした「要望」は、中央政府・「規制委」と地方自治体との関係を変化させるまでには至っていない。

2. PPAを「規制委」が具体化しようとしないうけ

福島第1原発事故の例では、原発から30キロ以上離れていても、風向きによって、結果的には屋内退避や避難が必要だったエリアが存在する。そして、気象条件と地形条件によっては、原発から50キロ以上離れていても、放射性プルームが伸びてくる可能性があるエリアは存在する。その意味では、UPZ＝原発から30キロ以内、PPA＝50キロ以内という「規制委」の「目安」は、福島第1原発級の事故想定としては、範囲が狭すぎて妥当性を欠くのではないかと。福島第1原発事故以上の放射性物質放出事故を想定したらどうなるのか、放射性プルームが伸びてくる可能性を最大限考えるとどこまでの範囲となるのか等々、疑問は尽きない。

これらの疑問に対して、県が要望しているように、「規制委」が「科学的根拠」をもって答えを導き、線引きするということはあるのか？

仮に、SPEEDIにあらゆる条件を入力して算定すれば、警戒が必要なそれぞれのエリアの最大範囲が浮かび上がるかもしれない。しかし、そうすることによって、エリアは大きく拡大し、原発事故を我が身に降りかかることとして受け止め不安を抱く住民が飛躍的に増え、「財政措置」が必要となる自治体が飛躍的に増大する可能性がある。そうなることを恐れて、「規制委」は、中央政府が巨額を投じて開発したSPEEDIの活用をためらい、詳細な気象条件や地形条件を踏まえない、簡略な「放射性物質拡散予測」をわざわざ外部発注して作らせ、それをそのまま公表したのではないかと。

そもそもPPAは、Plume Protection Planning Areaの略だということだが、私・たちに言わせれば、それは、Political Planning Areaの略である。つまり、PPAこそ「政治的判断を要する領域」であると言いたい。

放射性プルームが通過する可能性があるエリアは、県が求めるように「科学的根拠」で最大値を表現すると、かなり広範囲になる可能性がある。そこで、リスクを避け、そのまま区分けせずにできるだけ範囲を小さく絞ろうとする。し

かし、「科学的合理性に基づく区分である」という建前上、絞った範囲以外はプルーム通過の可能性がないとはとても言いきれないので、どうしようもなくなる。その結果、具体的なことは手つかずのまま、エリアを示す言葉だけが「指針」に残ったというのが真相ではないか。

もともとPPAはPPZとする予定であったが、「規制委」の前身である「原子力安全委員会」の議論で、線引きを曖昧にするため、Z(=ゾーン)からA(=エリア)に「格下げ」したという経緯がある。そして、「規制委」は、未だに前身である「安全委」が必要だと認めたこのエリアについて、どのようなスタンスを取るのか明らかにしていない。事実上「安全委」よりもさらにPPAへの対応を後退させたと言わざるを得ない。PPA論議を放り投げているのは、それこそ「規制委」の「政治的判断」であろう。「政治的判断」でどうにでもなるのが、PPAの現状なのである。

3. 県はもっと積極的に踏み込むべきだ——SPEEDIを活用して

「規制委」は「政治的判断」に基づき、PPAを手つかずのまま放っている。しかし、この領域でも、住民が日々の暮らしを営んでいるのだ。ここは、自治体が住民を守るために、PPAを逆の意味でポリティカルに、つまり「政治的」に「判断」して、独自に設定することへ向けて、踏み込むべきではないか。

ここで、私・たちは、手許に、SPEEDIの活用方法についての興味深い資料を入手したので、紹介したい。雑誌「FUJITSU」(2008年9月号 VOL.59, NO.5)によると、SPEEDIは、「予測計算の条件入力、予測計算ジョブ起動は、従来は原子力安全技術センターに設置されたSPEEDI端末からしか行うことができなかった」が、「地方公共団体設置の中継機Ⅱから直接計算条件を入力し、計算結果の予測図形を直接受け取る、予測結果直接入手機能の整備が行われた」とのことである。これは2008年に書かれたものなので、今年度富山県に設置された「中継機Ⅱ」でも、当然それはできるはずである。ということは、SPEEDIの活用をためらっているのは、「規制委」だけではなく、実は、富山県もそうなのではないか、という疑念が湧いてくる。それとも、まだ設置はされても整備されておらず、活用できないのであろうか。このことは、私・たちと県との話し合いの中で、県からは一切触れられていない。何とも不可解である。

「規制委」に線引きを要望することは、実は、原子力規制が自治体にとって常にアンタッチャブルなものであることを容認し続けることなのではないか。本当に「自治体が原子力防災の協議の場に入っている」ことを狙うのであれば、富山県が独自にSPEEDIを駆使して、県の実態に即したUPZやPPAの線引きを自前ですればよいのではないか。そうすることにより、原発から35キロの小矢部市もUPZにかかるかもしれないし、県西部6市ばかりでなく、県東部の市町村もPPAにかかるかもしれない。それらを明らかにした上で、県及びそれぞれの自治体が、原子力災害対策に必要な「財政措置」を中央政府に要求するところにこそ、「地域自治」の本旨があるのではないか。

「指針」が大まかな「目安」しか立てられないのなら、「目安」と現実との隙間を、自治体が身を乗り出して埋めればいいのだ。現に滋賀県は、県独自で実施した放射性物質の拡散予測に基づき、UPZを最大40キロまで広げ、PPAを50キロを超えて県全域に拡大する方針を、「指針」が出るずっと以前から決めている。滋賀県のように、早くからSPEEDIに頼らないで独自にやっている例すらあるのである。できないことではない。

さらに、PPAをまさにPolitical Planning Areaととらえて、富山県の具体的な地理的条件を考慮に入れて独自性を発揮するなら、県内に2層のPPAを設定し、UPZに該当する氷見市を県内自治体全体でバックアップするというような、連携と共働を可能にする防災計画を構築することを、県は、ぜひ目指すべきである。

県は、「原子力防災とは、万が一事故が起きた際に、住民を被曝から守るための対策のことであり、これは『指針』に基づき、自治体の方で責任をもって立てなければならない」と力を込めている。だとすれば、「住民を被曝から守るため」の最善策を独自に探り、そのための「財政措置」を中央政府に要求していくという道筋が、まっとうなのではないか。まず中央政府に動いてもらい、「財政措置」を確保してから動くというような、行政的な手順の枠内に思考が留まっていたら、「要望」の先に、策はない。

富山県には、行政的な手順の枠内に留まらず、SPEEDIの積極的な活用、そして独自のPPAの設定を図ることで、中央政府の統制下の「地方自治体」から、中央政府から自立した「地域自治体」へと「越境」することへ、ぜひ歩を進めてほしい。

年が明け、安倍政権が本格的に動き出した。「原子力規制庁」をはじめ、各省庁は、慎重だが、着実に原発再稼働への動きを進めている。このままでは、参議院選挙後、一気に「山場」が来ることは明らかだ。だとすれば、夏前こそが、再稼働をめぐる攻防の分岐点となる。その際の「焦点」は、以下の3つとなるだろう。

1. 「活断層問題」

「原子力規制委員会」は、昨年来、志賀原発を含む全国6カ所の原発敷地内に存在する断層について、自ら精査すると発表。敦賀原発、東通原発は、限りなく「クロ」に近いと判断した。ところが、ここに来て、急にスピードダウン。調査とその結果の審議が長期化することを示唆しはじめた。

住民の安全を考えれば、「グレー」なら、廃炉にするしかない。結論の先延ばしは、いったい誰のためか。「規制委」＝中央政府が判断しないなら、自治体と住民が決断し、廃炉の判断を求める。それしかないではないか。

電力会社と「規制委」のこの夏までの「先延ばし」という「出来レース」に、なぜ、住民も、自治体も、「おつきあい」しなければならないのか。

2. 「安全協定」における「事前同意権」

昨秋以来、「安全協定」締結を求める各地の「周辺／隣接」自治体に対し、電力会社側から「事前同意権」を外すよう譲歩を求める動きが続いている。(同封資料参照)

言うまでもなく、「事前同意権」こそは、再稼働のもくろみをくじく、自治体／住民にとっての最大の「武器」だ。また、1の「活断層問題」に対する「周辺／隣接」自治体の発言力も全く違ってくる。

志賀原発をめぐる「安全協定」協議は、棚上げ状態のままだ。「事前同意権」抜きの「安全協定」締結を許さない闘いの陣型を、「越境」する大胆な連携によって、もう一度組み直していかなければならない。

3. 「地域防災計画 原子力災害対策編」の策定

「規制委」は、発足早々に、全国の自治体に対し、今年3月までの「地域防災計画」に「原子力災害対策編」を策定することを求め、同「計画」が住民の理解も十分に得られていない場合は、再稼働も認めないと通知した。ところが、その一方で同「計画」の策定に不可欠なPPA(放射性プルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域)や重大事故時の「放射性物質拡散予測」については、極めて不十分な「指針」しか示していない。これでは、「とても3月までの策定は困難」と表明する自治体が続出する一方で、「暫定」の「計画」でも「可」とするような動きが出始めている。しかし、「地域防災計画」には、本来、「暫定」はありえない。考える限りの対策を立てることに徹するなら、「暫定的」という「原発再稼働」は認められるはずがないのだ。

「規制委」からの「指針」提示を、ただ待つのではなく、他の自治体との「越境」する連帯もはかって、「最善」の「地域防災計画」をきちんと策定させること、それこそが安易な再稼働を食い止める力となる。

昨年11月、全国各地の反／脱原発運動体の横のつながりで、「再稼働阻止全国ネットワーク」が結成された。この「ネットワーク」は、上記の3つの「焦点」を、まさに運動の「争点」とすることをめざしている。この夏に向け、仕掛けられようとする再稼働への策謀を残らず挫いていくことは、今後のこの列島の反／脱原発運動にとって極めて大きな意味を持っている。